

教育カードローン規定(Web完結用)

株式会社かんそうしん(以下「保証会社」といいます。)の保証により、株式会社富山第一銀行(以下「銀行」といいます。)と借主の間で行う教育カードローン取引(以下「本取引」といいます。)に関する、銀行とのカードローン(当座貸越)契約(以下「本契約」といいます。)の規定(以下「本規定」といいます。)について以下のとおり定めます。

第1条(本契約の申込みおよび成立)

1. 借主は、銀行および保証会社のホームページの申込画面(以下「申込サイト」といいます。)に所定の事項を入力し銀行に送信する方法により、本契約を申込みします。なお、借主は本契約の申込みおよび成立にあたり、銀行が指定する必要書類を提出又は提示するものとします。
2. 本契約は、銀行が借主から前項の申込みを受け、銀行および保証会社による所定の審査を経て銀行が申込みを応諾する旨を借主に通知し、借主が銀行所定の期間内に取引時確認手続その他所定の手続を行い、銀行が口座の開設手続を完了した上でお送りする専用カードを借主が受け取られたことを銀行が確認した時点で、口座開設日を契約日として成立するものとします。なお、口座開設日は銀行任意の日とし、個別に借主への通知はいたしません。口座開設日(契約成立日)の確認が必要な場合は、借主より銀行へ照会するものとします。
3. 専用のローンカードが届かない場合やお受け取りいただけない場合は、本契約は成立いたしません。
4. 借主は、銀行が特に認めた場合を除き、本契約を重複して締結することはできません。
5. この契約による個別の借入契約は、銀行から金銭が交付されたときに、個別に成立するものとします。

第2条(返済用預金口座)

1. 借主は、本取引にあたり、借主が本契約に基づき銀行に対して負担する一切の債務(以下、「本債務」といいます。)の返済、または返済金の精算等のために使用する借主名義の普通預金口座(総合口座を含みます。以下「返済用預金口座」といいます。)を取引店に開設(開設済みの場合はその口座を利用)するものとします。
2. 返済用口座の開設は、銀行所定の方法によるものとします。

第3条(取引の開設等)

1. この契約によるカードローン取引(以下「この取引」という)は、銀行の本支店のうち、当店(以下「取扱店」という)のみで開設するものとします。
2. カードローン取引は、銀行が認める他のカードローン取引以外はこの取引のみとします。
3. 銀行は、この取引に使用するためのローンカードを発行するものとします。
4. 銀行はこの取引に代理人のためのローンカードを発行しません。

第4条(取引の方法・規定の準用)

1. この取引は、当座貸越取引とし、この取引専用のカードローン口座(以下「ローン口座」といいます。)で行うものとします。
2. この取引は、ローンカードを使用して現金自動預入払出機(以下「ATM」という)による貸越金の出金、届出印および払戻請求書の提示による貸越金の出金、第9条による利息支払および第10条による返済によるものとし、小切手、手形の振出しまたは引き受けは行いません。
3. ローンカード・ATM の取扱いについては、本規定の約定のほか、別に定めたキャッシュカード規定を準用するものとします。

第5条(資金使途・退学等通知義務)

1. この取引によって借入できる資金の使途は、「教育関連資金および仕送り費用等の教育関連資金に付随する費用」に限るものとします。
2. 借入教育資金対象者が退学した(学籍を失った)場合には、借主はその旨を銀行に届出るものとし、この取引による債務全額について、直ちに一括返済するかまたは証書貸付に切り替え返済を開始するものとします。

第6条(貸越極度額)

1. 本取引の貸越極度額(以下「極度額」という)は、銀行が借主に対して通知した「貸越極度額」のとおりとします。利息および保証料の組み入れなど銀行がやむを得ないものと認めて極度額を超えて借主に当座貸越をおこなった場合も、この契約の各条項が適用されるものとし、直ちに極度額を超える金額を支払うものとします。
2. 銀行は前項にかかわらず、この契約の極度額を増額または減額できるものとします。この場合、銀行は、新しい極度額および変更日を借主に通知するものとします。
3. この取引に対して第9条による利息支払が遅延した場合は、前各項の極度額にかかわらず銀行の定める日をもってこの取引による新たな借入れはできないものとします。

第7条(契約期限)

1. 本取引の期限は、申込サイトの契約同意の際に定めた契約期限(借入教育資金対象者の卒業年月の翌月10日)のとおりとします。ただし借入教育資金対象者が大学院進学や留年等により卒業年月が延長となった場合は、在学期間最長6年の間で契約期限の延長が可能です。取扱店窓口へ申し出てください。
2. 前項の契約期限が到来した場合は次のとおりとします。
 - ①借主は契約期限の日以降、新たな貸越金の出金は行えません。
 - ②借主は契約期限の日までに本取引による債務全額について、返済を行うか、または証書貸付(万円単位未満の端数は返済する)に切り替えた上で同証書貸付に基づく借入金をローン口座に直接入金することにより本取引による残債務の

返済にあてるものとし、これにより本取引による債務全額の返済が行われた時点で本取引は当然に解約されるものとします。

- ③借主は証書貸付への切替手続について、銀行の店頭にて行うものとし、証書貸付切替時の返済期間は本契約の当座貸越契約期間を含めて16年8ヶ月以内かつ完済時満75歳以下とします。
- ④契約期限に本取引による債務がない場合は、その翌営業日にこの取引は当然に解約されるものとします。
- ⑤借主はローンカードを銀行に返却または銀行が認める方法により専用カードを破棄するものとします。

第8条(借入利率)

1. 本契約による借入利率は、変動金利とし、当初の利率は、申込サイトにより借主に通知し、借主が申込サイトの契約同意により同意した借入利率を適用します。
2. 銀行は、借主が以下の取引を利用している場合はその取引に応じた引下げ利率を基準金利から引下げすることができます。
 - ①給与振込利用(ただし、返済用預金口座に振込されるもの) △ 0.3%
 - ②各種ローン利用(ただし、過去6ヶ月以内に約定延滞がないこと) △ 0.2%
3. 前項の取引が無くなった場合は該当する引下げ利率の適用がなくなり、借主は当然に金利を引上げられても異議ありません。この場合、銀行が借主へ金利引上げの案内書を送付し、銀行が案内書発送日から3ヶ月後の応答日の翌日に取引の復活または履行が無いことを知ったときは、案内書に記載された返済分から金利引上げによる返済となります。

第9条(貸越金利息および損害金)

1. この取引による貸越金の利息(保証料を含む)は付利単位を100円とし、毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日、以下「利息支払日」という)に銀行所定の利率を用いて次の計算方法により算出のうえ、借入要項に定める返済用預金口座より引落すものとします。
$$\frac{\text{前月利息支払日から当月利息支払日の前日までの毎日の最終の当座貸越残高の合計額}}{365 \text{ 日}} \times \text{年利率}$$
2. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は貸越利率を、一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
3. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

第10条(返済)

この契約による貸越金の元金の返済は、ローン口座へ直接入金することにより、随時に任意の金額を返済することとします。

第11条(自動引落し)

1. 第7条に定める契約期限の到来に伴う残債務の返済、ならびに第9条による利息および保証料の支払いは、返済用預金口座から預金通帳および払戻請求書によらず、自動引き落としの方法により行います。ただし、第9条による利息または保証料の支払いについては、返済用預金口座の残高が利息支払額(損害金の支払いが必要な場合にはそれを加えたもの)に満たない場合、その一部の返済にあてる取扱いを行わないものとします。
2. 第1項の自動引き落としが利息支払日にできない場合においても、銀行は利息支払日以降いつでも第1項と同様の方法により取扱いできるものとします。
3. 前各項の手続において、返済用預金口座にほかに支払請求があった場合、または銀行に対するほかの約定返済がある場合には、支払または返済の順序については銀行の任意とするものとします。

第12条(利率の変更)

1. 借入利率は、銀行の短期プライムレートを基準として基準金利の変動に応じ引上げ引下げられることとします。
2. 第1項により借入利率を変更するほか、銀行の短期プライムレートの廃止、その他相当の事由が生じた場合には、銀行の短期プライムレートに代え、一般に相当と認められる利率を基準金利とすることとします。
3. 第1項に定める借入利率の変動幅は、基準金利の変動幅と同一とします。
4. 借入利率の変動による新借入利率の適用開始日は、基準金利の変動日以降(変動日当日も含む)最初に到来する約定返済日の翌日とします。

第13条(期限前の全額返済義務)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①第9条に定める貸越金利息の支払いを遅延し、銀行からの書面により督促しても、督促期限日までに利息金支払相当額を支払わなかったとき。
 - ②保証会社から保証の中止、または解約の申出があったとき。
 - ③支払を停止したとき。
 - ④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類似する法的整理の申出があったとき。
 - ⑥預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑦住所変更の届出を怠り、銀行から借主にあてた通知が届出の住所に到達しなくなるなど、借主の責めに帰すべき事由によって所在が不明となったことを銀行が知ったとき。

2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額についての期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ① 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ② この規定に違反したとき。
 - ③ この契約の申込手続その他この契約を申し込むにあたり虚偽があったとき。
 - ④ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
3. 前2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により請求が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行からの請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は銀行になんらの請求をしないものとします。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第15条(減額・中止・解約等)

1. 第13条第1項もしくは第2項の各号のいずれか一つの事由が生じたとき、借主が暴力団員等もしくは第14条第1項各号のいずれかに該当したとき、第14条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、または第14条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、銀行はいつでも極度額を減額し、当座貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。
2. 借主はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知します。
3. 返済用預金口座を解約する場合には、本取引は当然終了するものとします。
4. 本取引が終了し、または解約された場合、借主は直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。また極度額を減額された場合には、借主は、減額後の極度額を超える金額を直ちに支払うものとします。
5. 借主が死亡し、本契約に基づく貸越金利息等を含む貸越残高がない場合は、相続人の了解および通知することなしに解約できるものとします。
6. 本取引が終了または解約された場合には、ローン口座は自動的に解約されるものとし、借主は、専用カードを銀行に返却または銀行が認める方法により専用カードを破棄するものとします。

第16条(この契約の終了)

以下に定める事由が発生した場合には、この契約は当然に終了するものとします。ただし、銀行が認めた場合はこの限りではありません。

- ① 取引期限が到来したとき。
- ② 借主がこの契約による債務全額について期限の利益を喪失したとき。
- ③ 借主が前条第2項に基づき本契約を解約したとき。

第17条(銀行からの相殺)

1. 銀行は、この契約による債務を返済しなければならない場合は、その債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。
2. 銀行が前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第18条(借主からの相殺)

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 借主が前項によって相殺する場合、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 借主が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第19条(債務の返済等にあてる順序)

1. 銀行から相殺する場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主はその指定に対して、異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合には、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときには、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して、異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書きまたは第3項によって、銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第20条(代り証書等の差し入れ)

事変、災害等やむを得ない事情によって、証書その他書類が紛失、滅失また損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって遅滞なく代り証書等を差し入れるものとします。

第21条(印鑑照合)

銀行が、この取引において諸届その他の書類に使用された印影を、この契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取扱ったとき、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第22条(費用の負担)

借主に対する権利の行使または保全に関する費用は、借主が負担するものとします。

第23条(諸費用の引落し)

銀行は、この契約に関して借主が負担すべき印紙代、保証料、事務取扱手数料などの一切の費用および前条に定める費用については、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、借主の返済用預金口座から払戻のうえ、自動引き落としができます。

第24条(届出事項)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後の届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第25条(成年後見人等の届出)

次の各号の事由が生じた場合には、借主、補助人、保佐人または後見人が直ちに書面等により銀行に届出るものとします。

- ① 借主が家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき。
- ② 借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき。
- ③ 家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任されたとき。
- ④ 前各号に掲げる届出事項に取消または変更が生じたとき。

第26条(報告および調査)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第27条(管理回収の委託)

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することができるものとします。

第28条(準拠法・合意管轄)

この契約およびこの契約に基づく借主と銀行の間の諸取引の契約準拠法を日本法とします。

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(契約の変更)

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(R6.8.15)